

自治労連  
新聞

ふりーじあ

全国自治団体労働組合連合

ふりーじあ 第37号

発行日 平成30年12月

自治労連教宣部発行

本部 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 北区役所B1 全連協事務所内 (03)3907-5177

## 沖縄県現業職員労働組合 第1回定期大会を開催



# 青 い旗を掲げ 気持ち新たに

沖縄県現業職員労働組合は、9月22日(土) 沖縄県男女共同参画センター(ていりる)にて、自治労連沖縄県現業職員労働組合として記念すべき、第1回定期大会を開催しました。

今回の大会は、自治労連加盟前の総括、予算についての決算報告等もあり第39回定期大会で赤い旗を降ろし、青い旗を上げて気持ち新たに、自治労連沖縄県現業職員労働組合として第一回目の大会となりました。

来賓で自治労連本部から、唐田書記長、栗田執行委員にご出席頂き、また沖縄地方協議会(うるま市、宮古島市、石垣市、与那国町)各単組代表にもご出席頂き、感謝申しあげます。

大会終了後、サザンプラザ海邦に場所を変更し、懇親会を開催しました。

懇親会では、自治労連唐田書記長、栗田執行委員、座波一県議、上地寿賀子南城市議、沖縄地方協議会の仲間、現業労組組合員の参加により華を添えて頂き、思い出深いとても良い懇親会となりました。ご出席頂いた皆様、ありがとうございます。

自治労連沖縄県現業職員労働組合としての大会も終え、この間、組合事務所の新たな設置や県庁内に3箇所掲示板を設置し、今後の取り組みに向けて前進しているところです。

今後は組織拡大、新たな取り組みとして、非現業職員の職員団体の発足に

向け取り組んで行きたいと考えています。

自治労連沖縄県職員労働組合を立ち上げることにより、新採用職員をはじめ、現職の一般職員にとっても組合加入の選択ができることとなり、本来の公務員としての立場を考え、行動し、活動する労働組合へ加入して頂けると思います。

自治労連沖縄県現業職員労働組合、今後も頑張っていきますので、ご指導ご鞭撻よろしく願います。

【沖縄県現業職員労働組合】



# 第28回代表者書記長合同会議を開催



10月27日(土)・28日(日)の日程で、自治労連第28回代表者書記長合同会議を開催(福岡市・大博多ビル)しました。自治労連構成組織の単組の代表者、書記長クラス23名が集まり、今後の組合活動、公務員として必要な知識、法的な考え方など、充実した2日間を過ごすことができました。

【10月27日】

始まりは「はじめまして」から

## ■意見交換

合同会議1日目は、自治労連の各単組代表者及び書記長の会議といえどもはじめのうちは緊張もあり、情報共有等が進まないことを鑑み、名刺交換や自己紹介などを行いながら、各単組の課題や状況をお互いに話し合う時間を設けました。これにより、会場が柔らかな雰囲気になり、次の会議・研修へ楽しく臨む体制を整えました。

自由な意思で「自ら」取り組む組織へ

## ■講演「自治労連の綱領」

「友愛と信義」

「自治労連の綱領「友愛と信義」と題し、唐田書記長に講演をしていただきました。始めに、唐田書記長のプロフィールや単組での組合歴、そして、自治労連での活動歴について紹介がありました。普段、自分自身のことを広く語らない書記長が、自らこれまでの

歩みについて紹介されたこともあり、とても興味深かったところです。

続いて本題へ。「改めて思うこと」という観点から、自治労連が、①自治労連はみんなの産別であること、②自治労連は時代にあっているということ、③自治労連は伸びしろがあるということ、④自治労連は楽しいということをテーマにお話いただきました。

そもそも、労働組合は、働きがいのある職場づくりや職場の活性化、また、地域での人材の活躍を目指し、自由な意思で「自ら」取り組む組織でなくてはならないというもので、それを支える役員は、組合員と労働組合執行部との架け橋となり、人材としては一人の組合員であると同時に、職場ではリーダー的存在でなければならぬし、組合がこれまで引き継いできた伝統を、さらに脈々と引き継いでいく使命があることなどを述べられました。

組合活動を行うにあたり、リアルな悩みとして、組合活動は多岐にわたり、福利厚生活動など定員確保に苦慮しているのが現状であるが、そういう時だからこそ、達成した際の充実感を楽しみに取り組むことが重要であるし、書記長自身はそれを常に念頭に置いているとのことでありました。



▲唐田書記長による講義

また、人の考え方については、「人が疲れる理由」や「成功者と失敗者、それぞれの言動」の例から、うまくいく方法や言動ばかりを真似て追求していくのではなく、「疲れる理由」や「失敗者の言動」の反対の行動をすることで、物事がスムーズに進むことになる、ということを考えてみると良いとのことでした。

自治労連の綱領にある、「友愛と信義」という言葉。「友愛」は家族や友人との愛情や友情を意味し、「信義」とは真心をもって約束を果たすというもの。自らや自らの家族の「幸せのために」働くことが、地域全体の幸せに繋がります。地域のために懸命に働くことを自治労連の皆様には引き続き実践していただきたいことを強く伝えられました。

講演の最後に、唐田書記長から、最近の大事にしている言葉について紹介

がありました。

その言葉とは

「せっかく」という言葉。

この言葉は、とても前向きな言葉で、ピンチをチャンスに駆ることができるとして、参加者にメッセージを送られました。

### 法を正しく解釈するために

#### ■研修「自治体法務研修会」

法に明るい職員を目指して」

1日目の後半は、「自治体法務研修会」法に明るい職員を目指して」と題して、今年度から自治労連の顧問に就任されております森顧問による法務研修を実施しました。

参加者は組合の役員である前に、それぞれの自治体に帰れば一職員であることから、法に明るい職員になれるよう、法の解釈方法について学びました。

法には原則や考え方があり、その読み方を身に付けることが重要で、公務員としては、一定のスキルや感覚が必要であり、事例やマニュアルだけで仕事をすることがないようにすべきであると伝えられました。

法務能力とは、法を解釈して伝える能力であり、法の条文をきちんと「凍」して読み解くことが求められます。法の要件を整理し、その効果を図式化することで、正しい解釈が可能になるということですが、

例として、投票所への、子ども連れの入場の可否について考えました。投票所への入場要件は、選挙人や事務従事者、警察官等のみとなっているが、そもそも、選挙人が子どもと一緒に入場させないと投票ができないこと、また、子どもが投票行為に影響を及ぼすのか、この場合は整理する必要があります。公職選挙法の目的としては、「・・・なるべく多くの人に投票してもらう」ことが記載されていることから、入場は可とすることが正しい答えになります。

このような解釈の方法を参考に森顧問は、法を正しく解釈していかないと不利益を受けるのはそれぞれの住民であることを繰り返し伝えられました。

法をきちんと解釈することで、組合活動においても、課題に対する解決がスムーズにいくものとして、参加者はその手法を学ぶことができました。

【10月28日】

### 各単組の課題を共有

#### ■「法務に関するフリートーク」

2日目は、当初の予定を変更して、各単組が抱える課題について森顧問と共有しながら、法的な切り口や考え方について取り組みました。

コンプライアンス対策や庁舎の課題、職員の福利厚生などの課題について、参加者からフリートークとして題材が寄せられ、それに対し、森顧問から助言や回答を得ることができました。

1日目の研修を踏まえながら、単に法的な切り口のみでの対応ではなく、社会通念上からの観点や地域性などを考慮して対応していくことが賢明であるということでありました。

【業務対策部】



▲森顧問から自治体法務を学ぶ

# 構成組織 定期大会紹介

## 下関市職員組合 第51回定期大会

10月26日(金) 遊福旅館

先に行われた役員改選で小賀執行委員長の後任をさせていただくことになりました若松です。

これまでの長年にわたる小賀委員長の活躍のあとを、私のようなものが引き継ぐことに随分悩みましたが、日頃より自分のことは後回しにしても、組合員の方々の悩みに寄り添い、職員組合だけでは無く、自治労連中央執行委員会においても、執行委員として、たくさんの方々の功績を残され、人と人との繋がりを特に大切にされる姿を近くで見ている、私たちの職員組合は、小さい組織ではありますが、ひとりひとりの疑問・悩みに耳を傾け、副執行委員長、新書記長、新執行部全体で力を合わせ、組合員の労働環境の改善に取り組んでまいります。

私たち下関市職員組合は個人の尊厳を基本とした自由と民主主義と社会正義を運動原則とする自治労連の基本理

念のもとに結成され、平成29年10月50周年の記念大会を盛大に終えることが出来ました。

また、先日51回の定期大会を新執行部として執り行うことができ、ご多忙にも関わらず、ご来賓の方々には、下関市に足を運んでいただき感謝を申し上げます。

今後も職員組合の活動を支えていただいた、諸先輩方の思いを引き継ぎ、上部団体である、自治労連や連合など、私たちのために手を差し伸べてくれる志を同じくした多くの仲間と連携し、活動してまいります。

【下関市職員組合】



### 連載

## 自治体法務入門講座

法に明るい職員をめざして

### 第2回 「法的な考え方と自治体職員役割」

自治体では、毎年、たくさんイベントを実施します。そこでは、開催内容だけに注意や関心が集まり、会場となる公園や施設の使用許可の仕事はあまり重要視されません。それどころか、法律に従って、真摯に仕事をすればするほど、「細かいことを言わずにさっさと許可を出せばいいのに！」と、許可の担当者はまるでイベント実施の足を引っ張っているかのような不当な評価をされることもあるようです。

しかし、法の規制とその手続は住民の権利を守るためには欠かせないものです。公園をイベントで使用している間は、毎日の犬との散歩を楽しみにしているおばあさんは散歩ができません。子どもたちは遊ぶことができません。ですから、法律は、「イベントの大切さもよくわかるけど、住民の普段の暮らしのことも考えてね！」と言いたいのです。

「イベント期間中に散歩ができなくなるくらい、3年もかかってやっと誘致したD1グランプリの実施に比べたら、どうでもいいことだ！」と考える職員がいたとしたら、彼らには、自治体職員としての大切なものが備わっていないことになりません。法的な感覚(ロクク)を持っていない者は自治体職員(ロククローラー)ではありません。自治体(ステージ)で住民(観客)を前に、仕事をする(演奏する)資格はありません。

法は、私たち自治体職員に、住民にとって本当に大切な仕事は何であるのかを教えてくださいたいです。それをしっかりと受け止めて理解してください。

法やその担当である公園管理課の担当者は、決してどうでもよい手続を要求しているわけではないのです。住民の権利を守ろうとしているのです。

「権利」とは、イベントのような「実際の」の反対側にある住民の「日常(暮らし)」のことです。

ですから、法に従った適正な規制をした結果、「事故が起こらなかったこと」も、しっかりと評価されなければなりません。今後は、許可の担当者も仲間外れにせず、打ち上げにもちゃんと誘って、イベントの成功を分かち合ってください。

「法律は苦手だ」という人は、法律の条文の細かさ、ややこしさを理由に挙げます。しかし、本当は、住民の暮らしを守っている法が、全体主義的に事業を進めようとするときに邪魔になっているだけなのではないか、法への苦手意識の正体は「一人ひとり(の権利)を大切にしたい」という法的な考え方の不足ではないか、ということをお問してみてください。

参考：「1万人が愛した自治体法務テキスト」(森幸二。第一法規)